

「平成30年度弘前公園公衆無線LAN環境整備業務」に係る
公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 目的

「平成30年度弘前公園公衆無線LAN環境整備業務」は、弘前公園に公衆無線LAN環境を整備し、通信環境の利便性を向上させることで、外国人を含む観光客の誘致促進と市民の中心市街地への集客を図り、地域経済の活性化につなげることを目的とします。

(2) 業務名

平成30年度弘前公園公衆無線LAN環境整備業務

(3) 業務内容

別添「平成30年度弘前公園公衆無線LAN環境整備業務仕様書」記載のとおり

(4) 業務期間

契約締結の日の翌日から平成30年10月15日まで

2 業務に要する費用(事業費限度額)

15,092,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

なお、参考見積書の金額が、業務に要する費用(事業費限度額)を超過した場合は失格とします。

*この金額は、契約予定額を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

*上記金額は、仕様書「3 業務内容等」に記載しているものの総額であり、保守費、プロバイダー使用料及び回線利用料は含まない。

3 参加資格等

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を満たす者でなければなりません。なお、複数の事業者の共同による応募も可能とします。

(1) 参加資格について

- ① 公示日から候補者特定の日まで、弘前市建設業者等指名停止要領による指名停止を受けていないこと。また、弘前市競争入札参加資格者名簿に未登録の場合は、当該要領に掲げる指名停止要件に該当しないこと。
- ② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- ③ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをして

いる者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。

- ④ 弘前市競争入札参加資格者名簿に「システム開発」及び「電気通信工事」で登録されていること。又は、建設業法の規定による電気通信工事の許可を得ており、なおかつ同法第27条の23第1項による経営事項審査を受けていること。
- ⑤ 建設業法第26条の規定による主任技術者（電気通信工事）の資格を有する者を配置できること。

※④～⑤について共同による応募の場合は、いずれか1者でよいものとする。

(2) 共同による応募

複数の事業者が共同で応募するためには、(1)の参加資格のほか、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- ①関係する事業者の中から代表者を1名選定すること。
- ②関係する事業者が他の提案に係る構成員になっていないこと。
- ③関係する事業者がそれぞれ果たす役割を書面により明確にできること。

4 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限：平成30年6月6日（水）公示以後、随時受付し、平成30年6月19日（火）午後5時を締め切りとします。
- (2) 提出方法：別添の質問書（様式1）により、電子メールにて下記アドレスへ送信し、その旨を電話にて連絡してください。

TEL 0172-35-1133（直通）

e-mail jouhou@city.hirosaki.lg.jp

※電話及び直接来庁による質問には応じないものとします。

- (3) 回答期限：平成30年6月21日（木）までに随時回答を行います。
- (4) 回答方法：市ホームページに掲載

5 参加表明手続

プロポーザルに参加意思のある場合は、次のとおり書類を提出してください。

(1) 提出書類 各1部

- ①参加意思表明書（様式2）
- ②登記簿謄本又は履歴（現在）事項全部証明書の写し
- ③財務諸表等の写し（過去2年間）
- ④許認可証等の写し（建設業法の規定による電気通信工事）
- ⑤建設業法の規定による電気通信工事の経営規模等評価結果通知書・総合評定値

通知書の写し

⑥直近年度の国税（法人税と消費税及び地方消費税）、地方税（法人地方税と固定資産税）の納税証明書（未納がないことが確認できるもの）

※①～⑥順で綴ってください。

※②～⑥について、弘前市競争入札参加資格者名簿に登録されている法人については、提出を省略することができる。

※④～⑤について共同による応募の場合は、いずれか1者でよいものとする。

(2) 提出期限

平成30年6月26日（火）午後5時まで（必着）とします。

(3) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

持参の場合の受付時間は午前8時30分から午後5時までとします。（土曜、日曜日を除く。）

なお、郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法としてください。

提出先は14.の担当部署宛とします。

(4) 参加資格の通知

参加資格審査の結果は、参加表明者にファックスで通知します。

6 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類・必要部数

①業務実施体制回答書及び企画提案書提出届（様式3） 原本1部

②実施体制各種調書及び企画提案書等 正本1部、副本12部

※ア～サの正本には、表紙に社名を記載してください。

※ア～サの副本には社名や社名のわかるロゴ等を一切記載しないでください。

ア 会社概要（様式4）

イ 技術者の概要（様式5）

ウ 業務実績調書（様式6）過去3年分

エ 担当技術者調書（様式7）

オ 技術責任者の経歴及び実績等調書（様式8）

カ 再委託調書（様式9）

※再委託する場合のみ

キ 工程表（様式10）

ク 企画提案書（任意様式）

※企画提案書の作成要領は「7 企画提案書」の各項目に記載のとおり

※注意事項

- ・「7 企画提案書」の提案項目の順に記述する。
- ・理解しやすい表現とする。
- ・文字の大きさは原則として、10.5ポイント以上とする。
- ・適宜、別添資料を付けて構わないものとする。
- ・原則としてA4判・縦型・横書き・左綴じで作成する。
- ・図面などはA3判／折込でも可とする。
- ・添付書類も、可能な限りA4判規格に揃えるものとする。
- ・企画提案書のページ数は、1部につきA4判で表紙も含んで60ページ以内とする。(A3版1ページは、A4判2ページ相当とする)

ケ フィルタリングのカテゴリの種別一覧 (任意様式)

コ アクセスポイントの仕様・性能がわかるカタログ等の資料 (任意様式)

サ 見積書及び見積内訳書 (任意様式)

※上限額は本実施要領「2」に記載のとおり

(2) 提出期限等

①提出期限：平成30年7月10日(火)午後5時(必着)とします。

②提出方法：持参又は郵送によること。

持参の場合の受付時間は午前8時30分から午後5時までとする。(土曜、日曜日を除く。)

なお、郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法としてください。

③提出先は14.の担当部署宛とします。

7 企画提案書

次表の提案項目ごとに、具体的な提案内容を記載すること。

なお、【必須条件】とは仕様書に記載されている必須の条件であるが、可能であることを確認するために記載を求めるものである。

項番	提案項目	提案内容
1. 基本的事項		
1-1	基本コンセプト	弘前公園で公衆無線LANサービスを提供するにあたっての基本的な考え方及び提案の概要を記載すること。
2. 利便性		
2-1	接続方法等	・【必須条件】「SNS アカウントを利用した認証方式」および「メールアドレスを実際に利用してい

		<p>ることの確認を含めたメール認証方式」となっていることを記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対応する言語を記載すること。なお日本語、英語、中国語(簡体字、繁体字)、韓国語は必須とする。 ・【必須条件】「暗号化あり/無しの選択」が可能であることを記載すること。 ・【必須条件】利用可能時間及び連続利用時間の設定が可能であることを記載すること。 ・提案の接続方法がわかるよう、接続画面の流れについて記載すること。 ・利用時間外に接続しようとした端末に対して、利用時間外により接続できない旨のメッセージ提供の可否を記載すること。 ・別途契約により、アンケートシステムを加えるカスタマイズの可否を記載すること。可能な場合はアンケート項目を任意で想定した参考価格も記載すること。 ・【必須条件】アクセスポイント間を移動しても自動接続できることを記載すること。 <p>また、その快適性の説明も補足すること。</p>
3.システム構成		
3-1	サーバ及びネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> ・【必須条件】クラウド利用方式となっていることを記載すること。 ・当該システムの機器及びシステム、ネットワークの構成などの内容について記載すること。
3-2	電波の品質	<ul style="list-style-type: none"> ・電波干渉対策の方法など品質確保の方法について記載すること。
3-3	アクセスポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・【必須条件:仕様書参照】アクセスポイントの仕様・性能(周波数帯、同時接続数、IEEE802.11a/b/g/n/acの規格対応)について屋内、屋外ごとに記載すること。屋外については、耐久温度、防水性、防塵性についても記載すること。
4.信頼性		

4-1	セキュリティ	<ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティ対策の方法（アクセスログやMACアドレスの管理など、苦情や紛争の解消のための対策や不正アクセスの防止[インターネットからの攻撃、ユーザー端末からの攻撃]）について記載すること。
4-2	フィルタリング	<ul style="list-style-type: none"> ・「6(1)②ケ フィルタリングのカテゴリーの種別一覧(任意様式)」を提出すること。 なお、【必須条件】ゲームのカテゴリーがあることは必ず記載すること。
5.保守及び回線料等について		
5-1	保守等	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書7(1)に記載している保守業務委託について、上限額以内で想定する内容と参考見込額を提案すること。 ※別途契約となる保守は、上記にかかわらずあらためて内容と金額を精査するものとする。 ・本業務の提案内容により、当市が支出する毎月のプロバイダー料、回線利用料の参考見込額を記載すること。
6.拡張性		
6-1	弘前公園以外の当市施設への拡張性	<ul style="list-style-type: none"> ・【必須条件】本事業の完了後に別契約にて弘前公園以外の当市施設において、SSIDなど弘前公園と連携するサービス提供ができるシステムを構築することが可能であることを記載すること。 また、上記について提案があれば適宜、記載すること。 ※弘前公園以外の市内公衆無線LANである光ステーションが2018年3月末で新規申込を終了したことから、数年以内には別機器に切替えることを想定している。その際は、弘前公園と認証連携できる機器にすることが望ましいため、上記記載を求めるもの。(仕様書「5 その他要件」に関連)(参考:別紙2 市整備の光ステーション施設一覧)

6-2	追加提案による 拡張性	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業に関する有効な追加提案があれば下記の例示に限らず記載すること。 ◎当市を訪れる観光客にとって利便性の高いアプリケーションが入った提案である場合は、その利点を記載すること。また、イニシャルコスト及びランニングコストの有無と金額についても記載すること。 ◎弘前公園以外のほとんどの市内公衆無線 LAN である光ステーションと認証連携が可能であれば提案すること。 ◎総務省ホームページに掲載されている公衆無線 LAN セキュリティ分科会報告書(2018 年 3 月)に記載されている内容への考えがある場合は記載すること。
-----	----------------	--

8 審査方法

プロポーザルの審査は以下のとおりとします。

(1) 審査（書類審査、プレゼンテーション等による審査）

提出された業務実施体制回答書及び企画提案書を下記9で示す審査基準に基づいて当市が設置する「平成30年度弘前公園公衆無線LAN環境整備業務プロポーザル審査委員会(審査委員8名)」において審査するとともに、企画提案についてプレゼンテーション等を実施し、高い評価を得た提案者を選考します。プレゼンテーションは参加者名を伏せ、参加意思表明書の受付順に実施します。

※実施日：平成30年7月18日（水）【予定】

参加事業者が1者であっても、合計得点が960点(審査委員1名あたり200点、1,600点満点の6割)以上で、審査委員会において受託業務を履行できると認められた場合は、受託候補者に選定します。

合計点の同じ者が2者以上あるときは、業務委託見積額の低い提案者とし、合計点と同じでかつ業務委託見積額が同額である者が2者以上あるときは、抽選により受託候補者を決定します。

ただし、参加事業者が7者以上になった場合、選考方法を次のとおりとします。

①第一次審査(書類審査)

提出された企画提案書等により、書類審査により6者を選定し、第二次審査参加者とする。なお、審査は「平成30年度弘前公園公衆無線LAN環境整備業務プロポーザル評価基準書」のうち「1」～「7」の項目により実施

する。

②第二次審査(プレゼンテーション)

第二次審査参加事業者によるプレゼンテーションを実施し、審査委員会(審査委員8名)において、「平成30年度弘前公園公衆無線LAN環境整備業務プロポーザル評価基準書」により評価及び採点を行い、合計得点が最も高い参加事業者を受託候補者として選定する。

(2) 注意事項

- ・出席者は、本業務を中心的に担当する担当者を含め3名以内とする。
- ・プレゼンテーションでは、社名は名乗らないでください。
- ・日程及び場所、説明時間については別途通知する。
- ・出席者はプロジェクタ、スクリーン等を使用せず、提出された企画提案書等(ア～サ)のみで説明することとする。

(3) 審査結果の通知

審査終了後、審査結果を文書で通知するほか、最も評価が高かった事業者を受託候補者としてホームページで公表します。

9 審査基準及び配点

プロポーザルは以下の審査基準に基づき審査します。

◎実施体制各種調書及び企画提案書等及びプレゼンテーションの内容

審査委員1名あたり200点(評価基準書のとおり)

10 日程

平成30年6月6日(水)	公示
平成30年6月19日(火)午後5時まで	質問書受付締切
平成30年6月21日(木)まで	質問へ随時回答
平成30年6月26日(火)午後5時まで	参加意思表明書等受付締切
平成30年6月27日(水) 予定	参加資格審査結果の通知 (企画提案書等の提出要請)
平成30年7月10日(火)午後5時まで	企画提案書等受付締切
※参加事業者が7者以上になった場合は、第一次審査(書類審査)を行う。	
平成30年7月18日(水) 予定	プレゼンテーション・審査の実施
平成30年7月19日(木) 予定	審査結果の通知・公表
平成30年7月27日(金)以降予定	契約締結

11 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する

場合は、その提案を失格とします。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) 参考見積書の金額が業務に要する費用を超過した場合

1.2 契約

受託候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとします。

なお、その際には、特定された者はあらためて見積書を提出するものとします。

1.3 その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めません。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提案を失格とするとともに、指名停止措置を行うことがあります。
- (3) 提出書類は返却しないとともに、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しません。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とします。
- (5) 「業務実施体制回答書」に記載した配置予定の担当技術者は、原則として変更できないものとします。

なお、やむを得ない理由により変更する場合には、弘前市と協議のうえ決定するものとします。

- (6) 提出された企画提案書等について、弘前市情報公開条例（平成18年弘前市条例第19号）の規定による請求があった場合は、企画提案書等を作成した方に対し、意見書を提出する機会を与えるものとします。

なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については決定後の開示とします。

- (7) やむを得ない理由等により、プロポーザルを実施することができないと市が認めるときは、中止又は取り消すことがあります。この場合において、プロポーザルに要した費用を市に請求することはできません。

1.4 担当部署（提出・問合せ先）

弘前市財務部情報システム課

〒036-8551 青森県弘前市大字上白銀町1-1

TEL 0172-35-1133 (直通)

FAX 0172-31-0076

e-mail jouhou@city.hirosaki.lg.jp

担当:伊藤、藤田

平成30年度弘前公園公衆無線LAN環境整備業務プロポーザル評価基準書

No.	評価項目	評価の内容(特に記載がないものは企画提案書で評価)	配点
1	基本的事項	<ul style="list-style-type: none"> ・過去3年分の類似業務の実績数は十分か。 (様式6 業務実績調書により評価) ・期間内に整備を完了し、サービスを開始できるとともに、機器の故障への対応など、安定したサービス提供のための体制・スケジュールが構築できているか。 (実施体制各種調書、様式10 工程表により評価) ・基本コンセプトは優れているか。 	30点
2	利便性	<ul style="list-style-type: none"> ・認証画面の対応言語は仕様に記載している5言語のほかに、より多くの言語に対応しているか。 ・日本人および外国人観光客の利便性を考慮した、わかりやすい接続画面となっているか。 ・利用時間外に接続しようとした端末に対して、利用時間外により接続できない旨のメッセージ提供が可能か。 ・別途契約により、アンケートシステムを加えるカスタマイズが可能か。また、その場合の参考価格は妥当か。 ・アクセスポイント間を移動した際の自動接続の快適性は優れているか。 	45点
3	システム構成	<ul style="list-style-type: none"> ・電波干渉対策など適切な品質が確保できるか。 ・アクセスポイントは仕様書に記載されている条件を満たしており、より優れた仕様であるか。(周波数帯、同時接続数、規格、耐久温度、防水性、防塵性) 	25点
4	信頼性	<ul style="list-style-type: none"> ・ウィルス対策や不正アクセスの防止、改ざん防止等といったセキュリティ対策は十分な内容となっているか ・フィルタリングのカテゴリの種別は十分か。 	20点
5	保守について	<ul style="list-style-type: none"> ・上限額以内で想定する保守業務委託の内容は十分か。 ・保守費、プロバイダー料、回線利用料の低減化が図られているか。 	15点
6	拡張性	<ul style="list-style-type: none"> ・公衆無線LANサービスの質の向上や利用促進につながる優れた拡張性があるか。 	25点
7	見積額	<ul style="list-style-type: none"> ・経費が業務内容に照らして適正であるか。 ・本業務の見積額が安価であること。 <p>価格評価点=配点×全体の最低提案額/当該提案額 (小数点第1位四捨五入) (サ 見積書により評価)</p>	20点

8	プレゼンテーション	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容が明瞭・簡潔であるか。 ・質問等に対する応答が明快かつ迅速であるか。 ・本業務に対する取り組み姿勢に誠意があり、かつ積極的であるか。 	20点
	合 計		200点